

豊中市都市計画法の開発許可制度に係る申請書等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市都市計画法施行細則（昭和45年豊中市規則第40号）第22条の規定による申請書等の様式その他開発許可制度の施行に関し必要な様式を定めることを目的とする。

(申請書等の様式)

第2条 申請書等の様式は、様式第1-1号から様式第11-2号までのとおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第29条第1項の規定による許可申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった開発行為許可申請書
について、下記の条件を付して許可します。

記

条件

- 1 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出、汚水の注入等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災措置を講ずることによって万全を期すること。
- 2 工事の施行に伴い、開発区域の内外を問わず、既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第29条第1項の規定による許可申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった開発行為許可申請書
について、下記理由により不許可とします。

記

理由

1

2

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

設計説明書

1 設計 の方 針	開 発 の 目 的							
	基 本 方 針							
2 地 域 地 区 等	市 街 化 区 域		用 途 地 域					
	宅地造成工事 規制区域	内・外	そ の 他					
3 開 土 地 区 域 内 の 現 況	地目区分	宅 地	農 地	山 林	里道水路 等 国有地	その他	合 計	
	面積(m ²)							
	比率(%)						100.00	
4 土 地 利 用 計 画	区 分	建 築 物 敷 地		公 共 施 設 用 地			その他	合 計
		一般宅地	公益施設	道 路	公 園	その他		
	面積(m ²)							
	比率(%)							100.00
5 公 益 施 設 計 画 の 画	公益施設の名称		敷 地 面 積	管 理 者		整 備 計 画 (建 築 時 期 等)		
			m ²					
6 上 水 道 施 設	ア. 公営水道 イ. その他		7 消 防 水 利 施 設	ア. 消火栓 イ. 貯水槽 ウ. その他 ヶ所 基		予定戸数	戸	
						計画人口	人	
						人口密度	人/ha	

- 備考 1 「開発の目的」の欄には、住宅地分譲、共同住宅、工場建設等の区分を記載すること。
 2 「基本方針」の欄には、計画上周辺地との関連や施行地地区内の問題で特に注意した事項を記載すること。
 3 「公益施設の整備計画」の欄には、法第29条第1項第3号及び令第21条に規定する公益施設について記載すること。
 4 「開発区域内の土地の現況」及び「土地利用計画」の欄で工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付すること。

設計説明書(公共施設の整備計画)

区域 の 内外	1 公共施設の種類		2 番号	3 概要			4 管理者	5 用地又は施設 の帰属	6 摘要
				幅員寸法(m)	延長(m)	面積(m ²)			
	種類	延長(m)		数量					

- 備考
- 1 公共施設の整備計画には、法第4条第14項及び令第1条の2に規定する公共施設について記載すること。
 - 2 「番号」の欄に記載する番号は、図面記載の番号と一致させること。
 - 3 「摘要」の欄には、費用負担の状況を記載すること。

設計者の資格に関する調書

1 設計者の氏名及び生年月日	年 月 日	2	第1号 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ 第2号		
3 住 所		施行規則第19条第1項該当号			
4 勤務先の所在地と名称	(電話)				
5 最終学歴	年 月 日 卒業				
	学校名	学科名	修学年数		
6 資格免許等	名 称	イ. 一級建築士	ロ. 技術士	ハ.	
	登録簿番号	第 号	() 部門号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
7 宅す地る開実務に経関験	会社名又は工事名及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年 月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年 月)		
			年 月から 年 月まで (年 月)		
			年 月から 年 月まで (年 月)		
8 二十為へクタ一する以上設計の経発歴	事業主及び工事の名称	場 所	面積	時期	職務の内容
			ha		
9 その他必要な事項					

- 備考 1 この調書は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合に添付すること。
 2 「最終学歴」の欄については、卒業を証する書面を添付する場合に記載すること。
 3 「二十ヘクタール以上の開発行為に関する設計経歴」の欄は、開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合のみ記載すること。

工事施行者に関する調書

1 工事施行者の氏名					
2 工事施行者の住所	(電話)				
3 沿 革 等	創業 年 月 日	営業年数		年	
	資本金の額	千円		職 員 数 (内土木建築技術者)	
4 建設業者登録	登録年月日		年 月 日		
	国土交通大臣 知 事 登録		第		号
5 年間完成工事高 (土木工事に限る)	直前第1年度	自 年 月	至 年 月	千円	
	直前第2年度	自 年 月	至 年 月	千円	
6 宅地開発に関する過去五ヶ年間の主な工事	工事名及び規模	金 額	事業主名	工 期	備 考
		千円		自 至	
7 その他必要な事項					

備考 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

権利者の同意書

開発者 様

開発者 の施行に係る開発行為については異議がないので、
 同意します。

建物所在地	家屋 番号	種類 構造	床面積 (㎡)	所 有 者 の 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 種 類 及 び 権 利 者 の 住 所 氏 名	同 意 年 月 日	同 意 印
						. .	
						. .	
						. .	
						. .	
						. .	
						. .	
						. .	
						. .	

備考 1 開発者、所有者又は権利者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 一人毎に同意を取得した場合は、同意印の欄に「別紙」と記載すること。

権利者の同意書

開発者 様

開発者 の 施行に係る開発行為については異議がないので、同意します。なお、用地の帰属がある場合についても、同意します。

土地の所在及び地番	地目	地籍(m ²)	所有者の住所氏名	所有権以外の権利の種類及び権利者の住所氏名	同意年月日	同意印
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	

備考 1 開発者、所有者又は権利者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 一人毎に同意を取得した場合は、同意印の欄に「別紙」と記載すること。

都市計画法第32条協議申出書

年 月 日

様

協議申出者 住所

氏名

都市計画法第32条第1項又は第2項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

1 開発区域に含まれる
地域の名称 豊中市

2 開発区域の面積 平方メートル

※ 受付番号

年 月 日

第

号

備考 1 協議申出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議・同意について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申し出のあった開発行為協議申出書について、下記の条件を付して同意します。

記

条件

1 公共施設の管理、帰属は「新たに設置される公共施設」一覧表のとおりとする。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

以上

開発行為取止め届出書

年 月 日

豊 中 市 長 様

届出者 住所

氏名

都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議に係る開発行為に関する工事の計画を取り止めたので、次のとおり届け出ます。

1 開発区域に含まれる
地 域 の 名 称 豊中市

2 協議の回答番号 年 月 日 第 号

3 取 止 め の 理 由

※ 受 付 番 号

年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発区域に含まれる地域の名称一覧表

地 名	地 番	地 目	面 積 (公簿)	所 有 者	権利者関係	備 考
合 計	筆	/		/	/	/

地目区分	宅 地	農 地	山 林	里道水路 等国有地	そ の 他	合 計
実測面積						

開発行為変更許可申請書

年 月 日
豊 中 市 長 様
許可申請者 住所 氏名
都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	豊中市
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6 その他必要な事項	

開発許可の許可番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
※ 手数料	年 月 日 円
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件	別紙添付
※ 変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号

- 備考
- 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 4 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 5 開発行為に関する設計の変更については、別紙に記載すること。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第35条の2第1項の規定による変更許可申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった開発行為変更許可申請書について、下記の条件を付して許可します。

記

条件

- 1 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出、汚水の注入等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災措置を講ずることによって万全を期すること。
- 2 工事の施行に伴い、開発区域の内外を問わず、既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第35条の2第1項の規定による変更許可申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった開発行為変更許可申請書について、下記理由により不許可とします。

記

理由

1

2

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発行為変更届出書

年 月 日

豊 中 市 長 様

届出者 住所

氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変 更 に 係 る 事 項

2 変 更 の 理 由

3 開 発 許 可 の 許 可 番 号 年 月 日 第 号

※ 受 付 番 号

年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。
3 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

建築(建設)承認申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 住所

氏名

都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

2 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番 豊中市

3 予定建築物等の用途

4 承認を要する理由

※ 手 数 料	年 月 日 円
---------	---------

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
-----------	-----------

備考 1 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第37条第1号の規定による建築(建設)承認申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった建築(建設)承認申請書について、別紙条件を付して承認します。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第37条第1号の規定による建築(建設)承認申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった建築(建設)承認申請書について、下記理由により不承認とします。

記

理由

1

2

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地位承継届出書

年 月 日

豊 中 市 長 様

届出者 住所

氏名

都市計画法第44条の規定により、地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

1 被 承 継 人 の 氏 名

2 承 継 年 月 日 年 月 日

3 開 発 許 可 の 許 可 番 号 年 月 日 第 号

4 承 継 の 原 因

※ 受 付 番 号

年 月 日 第 号

備考 1 届出者又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

地位承継承認申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 住所

氏名

都市計画法第45条の規定により、地位を承継したいので、次のとおり申請します。

1 被 承 継 人 の 氏 名

2 承 継 年 月 日 年 月 日

3 開 発 許 可 の 許 可 番 号 年 月 日 第 号

4 承 継 の 原 因

※ 手 数 料	年 月 日 円
---------	---------

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
-----------	-----------

備考 1 承認申請者又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第45条の規定による地位承継承認申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった地位承継承認申請書
について、下記の条件を付して承認します。

記

条件

- 1 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出、汚水の注入等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災措置を講ずることによって万全を期すること。
- 2 工事の施行に伴い、開発区域の内外を問わず、既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第45条の規定による地位承継承認申請について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった地位承継承認申請書
について、下記理由により不承認とします。

記

理由

1

2

以上

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、教示1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、教示1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、教示1及び教示2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、教示1及び教示2の期間やこの処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

地位承継承諾書

豊 中 市 長 様

都市計画法第29条の規定による下記の開発行為について、開発許可に基づく地位を

承継人 住所

氏名

に承継することに関して意義なく承諾します。

記

1 開発区域に含まれる
地域の名称 豊中市

2 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

年 月 日

被承継人 住所

氏名

印

開発行為協議申出書

年 月 日
豊 中 市 長 様
協議申出者 住所 氏名
都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	豊中市
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件	別紙添付	
※ 協議番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 協議申出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第34条の2第1項の規定による協議申出について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申し出のあった開発行為協議申出書について、協議を終了し、下記の条件を付して同意します。

記

条件

- 1 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出、汚水の注入等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災措置を講ずることによって万全を期すること。
- 2 工事の施行に伴い、開発区域の内外を問わず、既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。

以上

開発行為変更協議申出書

年 月 日		
豊 中 市 長 様		
協議申出者 住所 氏名		
都市計画法第35条の2第4項の規定において準用する同法第34条の2第1項の規定により、 開発行為の変更の協議を申し出ます。		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	豊中市
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 協 議 の 協 議 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更の協議に付した条件	別紙添付	
※ 変更の協議の協議番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 協議申出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 4 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 5 開発行為に関する設計の変更については、別紙に記載すること。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第35条の2第4項の規定による変更協議申出について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申し出のあった開発行為変更協議申出書について、協議を終了し、下記の条件を付して同意します。

記

条件

- 1 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出、汚水の注入等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災措置を講ずることによって万全を期すること。
- 2 工事の施行に伴い、開発区域の内外を問わず、既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。

以上

開発許可判定願書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 住所

氏名

次の建築行為について、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を要するか否かを判定願います。

- 1 建築物の敷地の位置及び地番 豊中市
- 2 敷地の面積 (確認申請時の面積) 平方メートル
- 3 区域の面積 (道路後退前の面積) 平方メートル
- 4 予定建築物の用途
- 5 新築、増築、改築又は移転の別
- 6 建築物の構造及び階数

※ 受付番号

年 月 日

第

号

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

豊中市指令 第 - - 号
年 月 日
(年)

様

豊中市長

印

都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を要するか否かの判定について

年 月 日付け(受付番号 第 - 号)で申請のあった開発行為許可判定
願書について、開発許可は不要である。

注 意 事 項 ・本結果通知書の有効期間は、1年間です。

開発許可判定取止め届出書

年 月 日

豊 中 市 長 様

届出者 住所

氏名

建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による通知を要する行為に関する計画を取り止めたので、次のとおり届け出ます。

1 建築物の敷地の位置及び地番 豊中市

2 判定結果の通知番号 年 月 日 第 号

3 取止めの理由

※ 受 付 番 号

年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発登録簿の閲覧申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者 住所

氏名

豊中市都市計画法施行細則第15条の規定により、開発登録簿の閲覧をしたいので、次のとおり申し込みます。

1 開 発 登 録 簿 の 番 号 第 号

2 開 発 者 の 氏 名

3 閲 覧 理 由

備 考

開発登録簿の写し交付請求書

年 月 日

豊 中 市 長 様

請求者 住所

氏名

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 開 発 登 録 簿 の 番 号 第 号

2 調 査 書 部

3 図 面 部

※ 手 数 料	年 月 日 円
---------	---------

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
-----------	-----------

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。